

船舶国籍証書の検認申請

船舶法第5条の2第1項
(総トン数20トン以上の日本船舶)

【申請対象者】

船舶所有者（又は船舶所有者から委任を受けた海事代理士）

【提出時期】

船舶国籍証書の交付（又は前回検認）を受けた日より、

- ・総トン数100トン以上の鋼製船舶は4年
- ・総トン数100トン未満の鋼製船舶は2年
- ・木製船舶は1年

を経過した後、国土交通大臣の定める期日まで。

【申請書様式】

船舶国籍証書検認申請書〔第8号書式(第30条の3関係)〕

【添付書類】 各1通

《船舶所有者が法人の場合》

- ・船舶国籍証書
- ・船舶登記簿謄本
- ・法人の登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- ・住民票（代表者全員と業務執行役員の2/3人数分以上の住民票）

（例えば、代表者2人と業務執行役員が3人いる法人の場合は、
代表者2人分と役員2人分の計4人分の住民票が必要です。）

《船舶所有者が個人の場合》

- ・船舶国籍証書
- ・船舶登記簿謄本
- ・名義人の住民票

※実船検認の場合は、船舶国籍証書（原本）の提示は実船検認時でもかまいませんが、この場合、当該証書の写しを申請する際に添付してください。

また、「検認期限指定書」又は「検認延期許可書」の交付を受けている場合は、前述同様、申請する際に当該指定書（又は許可書）も添付してください。

※実船検認に際しては、船舶測度官の実船検認を受ける日時・場所を事前に調整する必要があるため、期日には余裕をもって、申請手続きを行ってください。

※住民票は、前回検認を受けた日（検認を受検したことがない船舶は、新規登録された日）の翌日以降のもの。登記事項証明書（登記簿の謄本又は抄本）は3ヶ月以内のものがが必要です。

※添付書類は、検認審査で確認した後お返しします。

【手数料】 なし

【申請先】 最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む） 又は、運輸支局（事務所）